

学位授与

10年のあゆみ

A decade of
Degree-Awarding

1991-2001

大学評価・学位授与機構

NIAD

National Institution for Academic Degrees



10周年を迎えて

大学評価・学位授与機構長

木 村 孟

平成3年の7月に創設された学位授与機構は、平成12年に大学評価という新しい事業が附加されたことによって、その名が大学評価・学位授与機構に改められ、本年度で創立10周年を迎えます。本機構の設立は、平成3年の大学審議会の答申を受け学位制度の改善と同時に行われたものであり、我が国の教育システムの画期的な拡大の第一歩と言うことができます。

当時、防衛大学校等文部省傘下の大学と同等の機能、組織を有するとみなされていた省庁大学校は、その卒業生に対して学位を授与することができない状況にあったため、そのような単線システムを是正し、国として大学以外にも学位授与機関を発足させるべきであるという議論が各方面で盛り上がりを見せました。また、ちょうどこの頃から、生涯学習社会の形成を国の基本方針とすべきであるとの議論も活発になり始めました。これを受けて文部省では、省庁大学校の卒業生に審査の上学位の授与を認めるとともに、短期大学及び高等専門学校等の卒業を基礎資格とし一定の単位修得を経て審査の上学位の授与を認める旨の法律改正を行い、同時に大学において一定の数の科目を履修し単位を修得できる科目等履修生の制度を導入し、正式に大学へ入学しなくても、学士の学位を取得するのに必要な単位数を累積することができるような措置を講じました。学位授与機構は、この二種類の学習者、即ち省庁大学校の卒業生並びに単位積み上げ型学習者に対して、学位を授与する国の機関として設立されたのであ

ります。

これまでのところ、省庁大学校に関しては、海上保安大学校、気象大学校及び国立看護大学校に対して学士、水産大学校及び職業能力開発総合大学校に対して学士と修士、防衛大学校に対して学士と修士と博士、防衛医科大学校に対して学士と博士相当の課程を認定しています。

最近の動きとして、平成11年に、高専、短大の卒業生に加えて特定の専門学校修了者に対しても、大学編入のための基礎資格が認められ、関連して機構の学士の学位の取得が可能となったこと、平成9年に防衛大学校の総合安全保障研究科が修士相当課程として認定されたこと、並びに平成13年に防衛大学校の理工学研究科の後期課程が博士相当課程として認定されるとともに、国立看護大学校の看護学部看護学科が大学の学部相当課程として認定されたことなどが特筆すべきものであろうかと思えます。また、大学編入の基礎資格を問わず、高等学校卒業生に対して単位累積型を認める制度の妥当性について、引き続き調査研究が進められています。

現在、機構の組織としては、新しく付け加わった大学評価事業の準備に忙殺されていますが、学位授与事業も着々と伸展しており、本格的な生涯学習社会の到来に向けてその事業の重要性は益々増大しつつあると確信致しております。教職員一同、事業の円滑な遂行に向けてこれまで同様全力を尽くして参る所存であります。皆様方のこれまで以上のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



学位授与機構10年

飯 島 宗 一

「学位授与機関」がはじめて話題にのぼったのは、昭和61年4月臨時教育審議会の「教育改革に関する第二次答申」においてである。その中に「生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討することの提言」が見出される。この提言は当時、防衛大学校、海上保安大学校などの省庁立各種学校の卒業生に対して「学士」号の称号を授与し、さらにこれらの学校（教育訓練機関）にも修士、博士などの学位授与権を認めて欲しいという要望が強かったとともに、いわゆる生涯学習の普及発展にとともに、生涯学習的な方法での学習・教育について大学・大学院でのそれに相当する学位（アカデミック・ディグリー）を保障して然るべきではないかとの論議が活発に行われて、その実現の方策がつよく求められた結果である。これを受けて平成元年3月文部大臣は大学審議会に対し、学位授与機関の創設についての重点的な審議を要請し、その結果平成3年、学位授与機関に関する「大学教育部会・大学院部会合同報告」が大学審議会総会に提出され、大学審議会は同年2月「学位授与機関の創設について」の答申を行ったのであった。

このように「学位授与機構」は、わが国の大学・大学院など高等教育機関および学位や

称号などにかかわる当面の問題点に対処するため、イギリスのCNA（学位授与評議会）などを参考に構想され創設された制度であるが、本質的には大学・大学院とは何ぞや、その質と内容をいかにとらえるべきか、またおよそ学位とは何ぞやという「大学」の根本に真正面から取りくむことを課題とする組織であり、ひいて大学の評価を任とする機関であると言えることが出来、まさに高等教育の根本にかかわるところの存在であると言わねばならない。

平成3年の創設以来、10年の間に、学位授与機構はよくその期待に応えて、実質的に数々の仕事を展開して今日に至っているということが出来るが、大学・大学院とは何ぞや、それらは人類の未来に向っていかに在るべきかは、なお未だ完結していない課題であり、現在高等教育の財政的運営の在り方に多くの関心が寄せられている状況下では、ことに学問の存在形態、科学の哲学の深化がつよく要請されており、学位授与機構の責務は益々重さを加えているとしなければならない。その健在を願うや切である。

いいじま・そういち 大正11年生 医学博士
広島大学名誉教授、名古屋大学名誉教授。
広島大学長、名古屋大学長、中央教育審議会委員、臨時教育審議会委員、大学審議会特別委員、学位授与機関創設調査室長、学位授与機構評議員会会長、愛知芸術文化センター総長等を歴任



学位授与機構の創設から10年

田 中 郁 三

大学審議会の「学位授与機関の創設について」の答申を受け、平成3年7月1日「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」が施行され学位授与機構が長津田に創設された。創設するとき機構がめざしたものを実現化するためにどのように進めていったか、創設時のことを簡単に記しておきたい。

大学の学位授与権が大学固有のものであり、それ以外の機関が学位を出すことのできる条件は何か。学位には体系的に学習したことが求められるがこの学習の成果を適切に評価する方法はどうか。このような基本的な問題をまず最初の時点で解決し実行に移していったのである。まず飯島宗一評議員会会長、教官として黒羽亮一教授、舘 昭教授、少し遅れて齋藤安俊教授の諸氏、事務運営の窪田敏志管理部長の方々が機構の立ち上げにどれほどの力を発揮されたか感謝にたえないものがある。

学位授与機構は、創設の時から大学共同利用機関と同等の位置づけをもっており、学位を審査する方々の数百名全員が国公立大学の教員であることを堅持した。このことは全国の大学がこの機構の立ち上がりからずっと協力と支援をしてくれたことを意味し、機構として遅滞なく事業を進めることができたのである。

学位への途を開く一つは省庁大学校で大学または大学院に相当する課程の修了者に対して学士、修士、博士を授与すること、もう一つは短大・高専卒業者に開かれた学士への途である。省庁大学校の場合、学士、修士、博士の学位授与の要件を定めこれを基準として認定を行った。防衛医科大学校医学研究科の修了者10名から博士の学位授与の申請があ

り、論文の審査及び試験に合格し、平成4年3月に博士（医学）の学位が授与された。面接による審査も申請者個々の分野において全国から教授3～5名が集まりそのもとで厳密に行われた。機構が学位授与をした最初となった。

後者の学士への途は、修得単位が機構が定めた要件を満たした時点で、学修成果を記したレポートを添えて申請することに対し、学修成果が定着しているかどうかを見る問題を一人一人のレポートに合わせて作成し、その解答からその定着度を判断する。この個々の申請者の学修に合わせた試験は先生方の負担を重いものにしたが、学位には体系的学問の裏付けが必要だという機構の審査委員の基本的な考え方として貫かれた。

大学における科目登録制、コース登録制による単位を分割授与されることから進んで単位累積加算制度をどのように導入していくかは機構としてきわめて重要なことであった。この単位累積加算制度についてその後慎重に調査研究され、報告書が平成12年3月にまとめられた。その中には制度の意義と可能性について述べられているが、この制度の構築にはさらに十分な整備を必要とし、制度を実施する上でも需要についてさらに慎重な検討を要することが明らかにされている。

今後、大学評価・学位授与機構としてのさらなる発展を心から祈りたい。

たなか・いくぞう 大正15年生 理学博士
東京工業大学名誉教授、大学評価・学位授与機構名誉教授
東京工業大学長、学位授与機構長、日本化学会会長、エネルギー資源学会会長を歴任
現在 学校法人根津育英会理事長、武蔵学園学園長、専門：化学

年 表・沿 革

昭和61年度	昭和61年 4 月	臨時教育審議会「教育改革に関する第2次答申」において、生涯学習体系への移行の観点から、学位授与機関の創設について検討することを提言
昭和63年度	平成元年 3 月	文部大臣が大学審議会に対して学位授与機関の創設についての重点的審議を要請
平成元年度	平成元年 7 月	大学審議会大学教育部会及び大学院部会の審議概要報告において、学位授与機関を創設する必要があることを提言
平成2年度	平成2年 6 月	文部大臣裁定により「学位授与機関の創設調査組織要項」が定められ、総合研究大学院大学に学位授与機関創設調査室及び学位授与機関創設調査委員会が設置される
	平成2年 7 月	大学審議会大学教育部会及び大学院部会が、学位授与機関に関する審議の概要を報告
	平成3年 2 月	大学審議会から「学位授与機関の創設について」答申 学位授与機関創設調査委員会から「学位授与機構の構想の概要について」報告
平成3年度	平成3年 4 月	「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」の公布 (平成3年法律第23号 平成3年7月1日施行)
	平成3年 6 月	「学位規則の一部を改正する省令」の公布 (平成3年文部省令第27号 平成3年7月1日施行) 「学位授与機構組織運営規則」の公布 (平成3年文部省令第38号 平成3年7月1日施行)
	平成3年 7 月	学位授与機構が東京工業大学長津田キャンパス内に設置され、審査研究部と管理部総務課が置かれる 「学位授与機構審査会規程」(規程第1号)を制定、施行 第1回運営委員会、第1回審査会、第1回評議員会を開催
	平成3年 8 月	「学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程」(規程第2号)及び「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程」(規程第3号)を制定、施行 防衛医科大学校医学教育部医学科を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定 防衛医科大学校医学教育部医学研究科を大学院の博士課程に対応する教育を行う課程として認定
	平成3年10月	「学士の学位授与(学位規則第6条第1項関係)等の在り方に関する調査研究会」(学位授与機構長裁定)を設置
	平成3年12月	防衛大学校本科、職業訓練大学校長課程、水産大学校本科、海上保安大学校本科、気象大学校大学部を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定 防衛大学校理工学研究科、職業訓練大学校研究課程を大学院の修士課程に対応する教育を行う課程として認定 「短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定に関する規程」(規程第4号)を制定、施行(全短期大学及び高等専門学校長に通知)
	平成4年 1 月	「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」(規程第5号)を制定、施行
	平成4年 2 月	平成3年度(平成4年4月1日適用)専攻科認定の申出を受付 (4年度以降は毎年9月30日を期限として認定の申出を受付)
	平成4年 3 月	最初の博士の学位を10人に授与(防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者) 最初の学士の学位を839人に授与(省庁所管6大学校6課程修了者)

平成4年度	平成4年4月	審査研究部に審査部門及び調査研究部門、管理部に学務課が置かれる 最初の専攻科の認定（短期大学専攻科20校29専攻、高等専門学校専攻科2校5専攻） 「新しい学士への途」を発行し、短期大学・高等専門学校卒業者に係る学士の学位の授与制度の概略を紹介、平成4年10月に初の申請を受け付けることを予告
	平成4年9月	「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」を決定（短期大学・高等専門学校卒業者等） 「新しい学士への途」を発行、修得単位の審査基準等を記載（以後毎年1回発行） 認定専攻科説明会を実施（以後、平成10年度まで開催） 最初の修士の学位を81人に授与（防衛大学校理工学研究科及び職業訓練大学校研究課程修了者）
	平成4年10月	最初の学士の学位授与申請受け付け（短期大学・高等専門学校卒業者等） 平成5年度以降、4月と10月に実施
	平成4年12月	「科目等履修生制度の開設大学一覧」を発刊（以後毎年刊行） 学士の学位（短期大学・高等専門学校卒業者等）の審査に係る最初の試験を実施（以後毎年6月、12月に実施）
	平成5年1月	最初の学士の学位を3名に授与（短期大学・高等専門学校卒業者等）
	平成5年3月	研究紀要『学位研究』を発刊 各国公私立大学に科目等履修生に関する規程等の資料の送付を依頼 各大学が学位に付記している専攻分野の名称の調査、各大学からの履修手引、シラバスの収集、以後毎年実施
平成5年度	平成5年5月	文部省高等教育局長通知「短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の修了及び学士の学位の取得が見込まれる者に係る大学院の入学選抜の取扱いについて」(各国公私立大学長、放送大学長及び各国公私立高等専門学校長宛) 「短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科を修了する見込みの者に係る学士の学位授与申請の取扱いについて」を機構長から認定専攻科を置く短期大学長及び高等専門学校長に通知
	平成5年8月	上記に関して「新しい学士への途」追補を発行
	平成5年10月	見込み申請の開始：平成5年10月期の学士の学位授与申請者（短期大学・高等専門学校卒業者等）117名中90名が見込み申請
	平成5年11月	「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧（平成5年度版）」を作成（以後毎年発行）
平成6年度	平成6年5月	「専門委員会の設置に関する申合せ」を制定し、専門委員会組織を再編
	平成6年6月	水産大学校水産学研究科を大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として認定（修士の学位授与申請は平成8年度から）
	平成6年7月	「学位授与機構ニュース」（現在は、大学評価・学位授与機構ニュース）を発刊
平成7年度	平成7年4月	学士の学位授与者（短期大学・高等専門学校卒業者等）へのアンケートを開始
	平成8年1月	「大学又は大学院に相当する教育を行う課程認定の申出に係る書類の様式及び提出部数に関する細則」（細則第3号）及び「認定を受けた課程における教育の実施状況等の審査に関する細則」（細則第4号）を制定、施行
平成8年度	平成8年9月	学位授与機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科、省庁大学校の課程における教育の実施状況等の審査について対象校に最初の通知
	平成9年3月	防衛大学校総合安全保障研究科を大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として認定（修士の学位授与申請は平成11年度から）
平成9年度	平成9年12月	行政改革委員会規制緩和小委員会最終報告書において、専門学校修了者の大学への編入学及び単位累積加算制度の検討を提言 大学審議会答申「高等教育の一層の改善について」において、一定の基準を満たす専門学校修了者に対する大学への編入学及び学位授与機構における学士の学位授与に係るそれらの者への基礎資格の付与について提言

平成9年度	平成10年2月	最初の教育の実施状況の審査において、専攻科19校29専攻、省庁大学校5校7課程を「適」と判定
	平成10年3月	「専門学校卒業者に対する学士の学位授与に関する調査研究会」(学位授与機構長裁定)を設置 学位授与者の累計が1万人を超す 閣議決定「規制緩和推進3か年計画」において、専門学校修了者への大学編入学資格の付与及び学位授与機構による単位累積加算制度について本格的に検討することを明記
平成10年度	平成10年4月	文部省「教育改革プログラム」において、学位授与機構による単位累積加算制度について平成11年度中に調査研究を取りまとめることを明記
	平成10年5月	「単位累積加算による学士の学位授与制度に関する調査研究会」(学位授与機構長裁定)を設置
	平成10年6月	「学校教育法等の一部を改正する法律」の公布(平成10年法律第101号 平成11年4月1日施行)により、一定の専門学校修了者に大学への編入学資格を付与
	平成10年8月	「学位規則の一部を改正する省令」の公布(平成10年文部省令第34号 平成11年4月1日施行)により、大学編入学資格のある専門学校修了者に学士の学位の授与に係る基礎資格を付与
	平成10年9月	「専門学校卒業者に対する学士の学位授与に関する調査研究会」が、専門学校卒業者に対する学士の学位授与の要件等について取りまとめ
	平成10年10月	大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」において、学位授与機構における単位累積加算制度の調査研究と同審議会での検討の必要性を指摘
	平成11年1月	「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」等の改正により、専門学校修了者に学士の学位の授与についての基礎資格を付与(平成11年4月期申請者から適用)
平成11年度	平成11年4月	専門学校修了者からの申請受付開始
	平成12年3月	「『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書」を公表 「国立学校設置法の一部を改正する法律」の公布 (平成12年法律第10号 平成12年4月1日施行) 「学位授与機構組織運営規則の一部を改正する省令」の公布 (平成12年文部省令第35号 平成12年4月1日施行)
平成12年度	平成12年4月	大学評価・学位授与機構に改組 大学評価事業が機構の業務に付加されたことに伴い、審査会は学位審査会に、審査研究部は学位審査研究部に、学務課は学位審査課と改称 管理部に会計課と情報課が置かれる。学位審査研究部と学位審査課は、東京都文京区大塚に移転
	平成12年11月	大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」において、単位累積加算制度について、大学評価・学位授与機構の調査研究を紹介し、審議会として更に検討することを記載 大学審議会短期大学及び高等専門学校の在り方に関するワーキンググループからの総会への審議経過報告「短期大学及び高等専門学校の在り方について」において、短期大学・高等専門学校卒業者に対する大学での16単位の修得要件を外すよう提言
	平成13年1月	「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」の改正により「16単位以上は大学において修得すること」を削除(平成13年度4月期申請者から適用)
	平成13年3月	国立看護大学校看護学部看護学科を大学の学部に相当する教育を行う課程として認定(学士の学位授与申請は4年後を予定) 防衛大学校理工学研究科(後期課程)を大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として認定(博士の学位授与申請は3年後を予定)

目 次

機構長あいさつ -10周年を迎えて-
<寄稿> 学位授与機構10年
<寄稿> 学位授与機構の創設から10年

木村 孟
飯島 宗一
田中 郁三

年 表 ・ 沿 革

目 次 (図表一覧)

1. 「学位授与機構」設立の経緯.....	1
<寄稿> 思い出.....	7
2. 学位授与機構の発足	9
3. 学位授与事業体制の確立	13
<寄稿> 学位授与機構創設期の思い出.....	21
4. 学位授与事業の展開	23
<寄稿> 道半ば.....	37
<寄稿> 口頭試問にて.....	38
5. 現在の学位授与制度	39
6. 学位に関する調査と研究	53
7. 情報提供及び広報	71
8. 機構組織の管理と運営	77
9. 編集後記	87

資料編

(I) 関係法規・規程等	91
(II) 参考資料	133
(III) 評議員, 運営委員, 審査員, 機構職員, 各種委員会委員等歴任者	231
The Awarding of Academic Degrees (学位授与事業英文概要)	251
機構組織図	267
機構現員表	268
所在地連絡先等	270
案内図	271

図表一覧

図2-1	設立時の学位授与機構の組織図	11
表3-1	省庁大学校の教育認定に係る専門委員会の構成	14
表3-2	工学専門委員会の構成	14
表3-3	学士の学位の授与(学位規則第6条第1項関係等)の在り方に関する調査研究会 委員名簿(平成3年10月1日から平成4年3月31日まで)	15
表3-4	特別専門委員会(専攻科認定関係)の構成(平成3年11月15日から平成4年12月 21日まで)	16
表3-5	特別専門委員会(専攻科認定関係)の構成(平成4年12月21日から平成6年5月 17日まで)	16
表3-6	学士の学位に付与する専攻分野の名称	17
表3-7	学士専門委員会の構成(平成4年5月18日から平成6年5月17日まで)	17
表3-8	専攻の区分ごとの修得単位の審査基準 例: 学士(法学)の場合	19
表4-1	専門委員会及び部会の名称(平成13年7月1日現在)	24
表4-2	単位修得の専攻基準が設定されている専攻分野と専攻区分	28
表4-3	各年度における短期大学・高等専門学校専攻科の認定数	30
図4-1	各年度における申請者数, 授与者数及び授与者のうちの見込み申請者の数	31
図4-2	学位授与者の専攻分野別分布	31
図4-3	学位授与者の基礎資格別分布	32
表4-4	認定課程(各省庁大学校)(平成13年7月1日現在)	35
図5-1	学士の学位取得の流れ	40
図5-2	短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定	45
図5-3	短期大学及び高等専門学校の専攻科における教育の実施状況等の審査	46
図5-4	省庁大学校の認定課程修了者に対する学士の学位授与	47
図5-5	省庁大学校の認定課程修了者に対する修士の学位授与	48
図5-6	省庁大学校の認定課程修了者に対する博士の学位授与	49
図5-7	省庁大学校の教育課程の認定	51
図5-8	省庁大学校の認定課程における教育の実施状況等の審査	52
表6-1	学士の学位に付記する専攻分野の種類	54
表6-2	科学研究費補助金による研究課題等一覧	56
表6-3	『学位研究』に掲載された論文等の題目一覧	64

表8-1	評議員会, 運営委員会, 審査会(学位審査会)開催状況	77
表8-2	大学評価・学位授与機構内の会議・委員会(平成13年4月1日現在)	78
図8-1	大学評価・学位授与機構の組織図(平成13年4月1日現在)	79
表8-3	教官定員の年次推移	79
表8-4	大学評価・学位授与機構教官定員(平成13年4月1日現在)	80
図8-2	定員の年次推移	80
表8-5	事務組織及び定員の年度別整備状況	82
図8-3	機構経費(予算額)の年次推移	84
図8-4	歳出決算額の年次推移	85
図8-5	歳入決算額及び学位授与申請者の年次推移	86
表8-6	学位審査手数料の改定状況	86